

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定（更新）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条4項の規定に基づき、平成29年2月17日付けで発行した福祉手帳の更新決定のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるといふものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、請求人の精神障害の状態は障害等級2級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

前回までは障害等級2級であったが、本件処分から障害等級3級になったのはどうしてか、理由を知りたい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成２９年７月２７日	諮問
平成２９年９月２９日	審議（第１３回第３部会）
平成２９年１０月２０日	審議（第１４回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

- (1) 法４５条１項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる旨を定め、同条２項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を定め、同条４項は、福祉手帳の交付を受けた者は２年ごとに同条２項で定める精神障害の状態にあることについて都道府県知事の認定を受けなければならない旨を定めている。
- (2) 法４５条２項の規定を受けて、法施行令６条では、別紙２のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。
- (3) また、法施行令６条３項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能

力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

(4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされており、法45条4項及び法施行規則28条1項によれば、2年ごとの更新申請の場合も同様であるとされている。

2 これを本件についてみると、上記1・(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解されることから、以下に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、請求人の主たる精神障害は「てんかん ICDコード（G40）」（別紙1・1）と記載されている。

てんかんによる機能障害については、判定基準によれば、「ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの」が1級、「ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」が2級、「発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」が3級とされている。

なお、留意事項において、「ひんぱんに繰り返す発作」とは「2年以上にわたって、月に1回以上主として覚醒時に反復する発作」をいうものとされている（2・(4)・③・(a)）。

また、同じく留意事項において、てんかんの障害の程度を機能障害と活動制限の判定に基づいて総合的に判定するに当たっては、以下の点に留意する必要があるとされている（2・(4)・③・(b)）。

てんかんにおいては、発作時及び発作間欠期のそれぞれの障害の性状について考慮し、「発作のタイプ」について次表のように考えるものとする。

この場合、発作区分と頻度、あるいは発作間欠期の精神神経症状・活動制限のいずれか一方のうち、より高い等級を障害等級とする。しかし、知能障害その他の精神神経症状が中等度であっても、これが発作と重複する場合には、てんかんの障害度は高度とみなされる。なお、てんかんの発作症状及び精神神経症状の程度の認定は、長期間の薬物治療下における状態で認定することを原則とする。

等級	発作のタイプ
1 級 程 度	ハ、ニの発作が月に1回以上ある場合
2 級 程 度	イ、ロの発作が月に1回以上ある場合 ハ、ニの発作が年に2回以上ある場合
3 級 程 度	イ、ロの発作が月に1回未満の場合 ハ、ニの発作が年に2回未満の場合
注) 「発作のタイプ」は以下のように分類する。 イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作 ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作 ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作 ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作	

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙1・3のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄（別紙1・4）では、「てんかん発作等（けいれん及び意識障害） 1 てんかん発作 発作型（ロ：意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作） 頻度（2－3回／年） 最終発作（2016年1月）」に該当し、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄（別紙1・5）には、「夜間睡眠中の複雑部分発作が年に数回の頻度で起きている。発作の最中には開眼しているものの声かけには反応できない。本人は発作の自覚はなく同居人（単身生活だが友人宅にすることが多い）が気付いている数なので、実際にはこれよりも発作の頻度は多いかもしれない。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は、継続している薬物治療下において、年に2、3回程度、意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作を起こしているものと認められる。これは「発作のタイプ」の「ロ」にあたり、上記表の「ロの発作が月に1回未満の場合」に該当するから、請求人の精神障害については障害等級3級程度に該当するものと認められる。

なお、発作間欠期の精神神経症状について、本件診断書には「発作間歇期には、無為・自閉な傾向があり、非生産的な生活を送る傾向にある」（別紙1・7）と記載されているが、本件診断書の「現在の病状・状態像等」（別紙1・4）には、「てんかん発作等」以外の記載はなく、それ以外の精神神経症状について過去2年間に生じたと認めることはできない。

したがって、請求人の機能障害については、てんかんによるものであって、判定基準等によれば、「ひんぱんに繰り返す発

作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」(2級)には該当せず、「発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの」として、障害等級3級に該当すると判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、現在の生活環境は「在宅(単身)」と、日常生活能力の判定では、8項目中2項目が「適切にできる」と、6項目が「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」と、日常生活能力の程度は「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」と記載されている(別紙1・6)。

生活能力の「具体的程度、状態像」としては「発作間歇期には、無為・自閉な傾向があり、非生産的な生活を送る傾向にある。多くの生活場面では助言や指導が必要と思われる。」と記載されており、就労状況は「無職」である。また、障害福祉等サービスの利用状況では、生活保護を受給している旨記載されている(別紙1・7及び8)。

これらの記載から、請求人は、日常生活において一定程度の援助等が必要と診断されているものの、生活保護以外の障害福祉等サービスを受けることなく、単身の在宅生活を維持しながら通院を継続している等から、日常生活をおおむね送ることができており、他者の援助なしには日常生活を送ることができない程度のものではないことが認められる。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らして、障害等級のおおむね3級相当に該当すると判定するのが相当である。

なお、この3級相当の判定は、上記本件診断書の記載のうち

「日常生活能力の程度」が「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」とされていること（別紙1・6・(3)）について留意事項3・(6)の表に当てはめると、おおむね3級程度の区分に一致することからも、妥当なものであると認められる。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）